

阿賀野市選挙管理委員会告示第 2 号

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替えは、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条の規定により、次の期間分をこの選挙後に延期することと定めた。

令和 8 年 1 月 22 日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林壽英

1 登録の移替えを延期する期間

令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 2 月 8 日まで